

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27 関東135 7

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成28年6月8日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真弓 明彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【電話番号】 011(251)1111

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ グループリーダー 秋山 典之

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【電話番号】 011(251)1111

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループ グループリーダー 秋山 典之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第333回社債（一般担保付）（7年債）15,000百万円
第334回社債（一般担保付）（15年債）15,000百万円
計 30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年8月10日
効力発生日	平成27年8月18日
有効期限	平成29年8月17日
発行登録番号	27 関東135
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
27 関東135 1	平成27年10月7日	20,000百万円		
27 関東135 2	平成27年12月2日	10,000百万円		
27 関東135 3	平成27年12月2日	10,000百万円		
27 関東135 4	平成28年1月14日	30,000百万円		
27 関東135 5	平成28年3月4日	10,000百万円		
27 関東135 6	平成28年4月13日	30,000百万円		
実績合計額(円)		110,000百万円 (110,000百万円)	減額総額(円)	(なし)

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 90,000百万円

(90,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】

北海道電力株式会社 旭川支店
(旭川市4条通12丁目1444番地の1)

北海道電力株式会社 北見支店
(北見市北8条東1丁目2番地1)

北海道電力株式会社 札幌支店
(札幌市中央区大通東1丁目2番地)

北海道電力株式会社 岩見沢支店
(岩見沢市9条西1丁目12番地の1)

北海道電力株式会社 小樽支店
(小樽市富岡1丁目9番1号)

北海道電力株式会社 釧路支店
(釧路市幸町8丁目1番地)

北海道電力株式会社 帯広支店
(帯広市西5条南7丁目2番地の1)

北海道電力株式会社 室蘭支店
(室蘭市寿町1丁目6番25号)

北海道電力株式会社 苫小牧支店
(苫小牧市新中野町3丁目8番7号)

北海道電力株式会社 函館支店
(函館市千歳町25番15号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、室蘭、苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	北海道電力株式会社第333回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	15,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.250%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年12月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所 別記(注)10．記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年6月23日
償還の方法	<p>1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年6月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記(注)10．記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息をつけない。
申込期間	平成28年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下、R&Iという。）からAの信用格付を平成28年6月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により本社債の社債管理者に通知する。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 当社の事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。

7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定めるところによる。）の社債（以下、本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は本種類の社債の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,500	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間21万円を支払うこととしている。
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(15年債)】

銘柄	北海道電力株式会社第334回社債(一般担保付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	15,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	15,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.544%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成28年12月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10.記載のとおり。</p>
償還期限	平成43年6月25日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成43年6月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)10.記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息をつけない。
申込期間	平成28年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成28年6月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下、R&Iという。）からAの信用格付を平成28年6月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により本社債の社債管理者に通知する。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 当社の事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると判断したときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
 - (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に、社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
 - (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。
7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
8. 公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
9. 社債権者集会の招集
- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定めるところによる。)の社債(以下、本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は本種類の社債の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
11. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(15年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱をし、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,000	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	3,000	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	3,000	
計		15,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間21万円を支払うこととしている。
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目7番地	

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	114	29,886

(注) 上記金額は第333回社債及び第334回社債の合計金額である。

(2) 【手取金の使途】

手取概算額29,886百万円は、設備資金並びに社債の償還資金に充当する予定である。

なお、当社の平成28年度の社債償還予定額は300億円である。

第2 【売出要項】

該当事項なし


第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとする事項は、次のとおりである。

社章の使用について

記載個所	記載内容
表紙	「社章」 

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月10日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第92期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成28年6月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、有価証券報告書等という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日（平成28年6月8日）までの間に生じた変更その他の事由を反映し、その全体を一括して記載したものである。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、その達成を保証するものではない。当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、以下に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はない。

「対処すべき課題」

泊発電所が長期停止しているなか、電力システム改革による競争の激化に加え送配電部門の法的分離（分社化）を控えるなど、当社を取り巻く経営環境は大きく変化している。このような変化のなかであっても、株主のみならず、お客さま、地域のみならずからお寄せいただく期待と信頼にお応えできるよう、平成28～30年度の3年間を、今後も責任あるエネルギー供給の担い手であり続けるために、小売全面自由化のなかで競争を勝ち抜くとともに、将来の安定供給を確かなものとしていく重要な期間と位置づけていく。また、さらなる成長と発展を目指し、総合エネルギー企業としての礎を築いていく。このような認識のもと、平成28年度は以下の取り組みを進めていく。

[経営の安定化に向けた取り組み]

(1) 泊発電所の早期再稼働とたゆまぬ安全性向上に向けた取り組み

安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向け、原子力規制委員会の確認ができるだけ早く得られるよう、全社的な応援体制を構築し、先行事例の最大限の活用により工程の短縮を図る。新規基準適合に必要な工事についても早期の完了を目指す。さらに、原子力規制委員会の審査終了後、確実かつ速やかに再稼働できるよう、長期停止設備の健全性確認など事前に実施可能な対応に万全を期すとともに、再稼働後の安定運転を確保するための取り組みを進めていく。

泊発電所の安全性をより一層向上させるため、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき自ら不断の努力を重ねるとともに、国及び周辺自治体との連携を深め、被災者支援を含めた原子力災害に対する緊急時対策対応の充実・強化に向けて原子力事業者として継続的に取り組む。また、地元自治体のみならずはじめ広く道民のみならず泊発電所の安全性について一層のご理解をいただけるよう、本年4月から泊発電所の安全対策などに関する地域説明会を開催するなど、今後とも、対話や情報発信に努めていく。

泊発電所が再稼働するまでは、需給状況の抜本的な改善は困難な状況にある。火力発電所は、経年化の進展に加え、定期検査・本格修繕を繰り延べつつ高稼働を続けていることなどから、計画外停止・供給支障リスクは高まっており、供給力の確保に向けて設備保全やパトロール強化に努める。

(2) 収支改善・財務基盤の強化

電力需給及び収支・財務両面の改善に寄与する泊発電所の1日も早い再稼働に全力で取り組む。また、蓄積してきた技術力や経験を活用するとともに、これまでの発想にとらわれない合理的かつ効率的な設備の保全や業務運営方法の改善、資機材コストのより一層の低減など、引き続き経営効率化に取り組む。さらに、収益拡大に向け、販売活動や事業領域の拡大にも取り組み、収支改善・財務基盤の強化を図る。

[収益拡大に資する成長戦略の展開]

(3) 競争を勝ち抜くための販売活動の展開

お客さまニーズを捉えた販売戦略を展開し、競争を勝ち抜いていく。新たに自由化の対象となるご家庭向けには、本年1月に公表した「eタイム3〔Sプラン〕」に続いて新たな料金メニュー「eタイム3〔Mプラン〕」を導入するとともに、お客さまの電気の使用形態に応じた最適な料金メニューの提案や、ポイントサービスをはじめとする会員制Webサービスなど付加価値の高いサービスの提供により、引き続き当社を選択いただけるよう努める。

さらに、北国の快適な生活や省エネルギーに資するエコキュートや暖冷房エアコンなどのヒートポンプ機器の普及拡大に向けた取り組みを進め、他のエネルギー源から電化への転換を図る。

また、泊発電所が営業運転に復帰した後は電気料金の値下げを行い、価格競争力を高めていく。

(4) さらなる成長に向けた事業領域の拡大

北海道外での電力販売や、建設を進めている石狩湾新港のLNGタンクなどを活用したガス供給事業について、他企業とのアライアンスも含め、具現化に向けた検討を進めていく。

[事業基盤の強化に向けた取り組み]

(5) 将来の安定供給を支える発電・流通設備の構築

泊発電所の安全対策や流通設備などの老朽化に対応するための設備費用がかさむ厳しい状況にあるなかでも、責任あるエネルギー供給の担い手として、将来にわたり安定供給を確保するとともに価格競争力のある電源構成の構築を目指して取り組んでいく。

石狩湾新港発電所1号機の建設（平成31年2月営業運転開始予定）及び北本連系設備の増強（平成31年3月運転開始予定）について、工事を着実に進めていく。

また、経年化が進む発電・流通設備について、これまで得られた知見や新たな発想も取り入れながら、適切な設備保全を実施していく。

地域の資源である再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、水力発電における未利用エネルギーの活用や北本連系設備を活用した風力発電の導入拡大に向けた実証試験、大型蓄電システム実証事業、家畜系バイオマス発電に係る研究開発事業などを着実に進める。さらに、水素を活用した新たな技術の開発を目指して小規模木質バイオマス発電実証事業などにも取り組む。

(6) 持続的な事業活動を支えるための取り組み

平成32年4月に予定されている送配電部門の法的分離（分社化）に向けては、送配電部門の中立性や安定供給の確保を大前提に、ほくでんグループの総合力や効率性が発揮できる体制の構築に向けた検討・準備を進めていく。また、将来にわたり電力の安定供給を守り続けていくため、計画的な人材育成・技術の継承、従業員の能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めるとともに、女性のさらなる活躍推進に向けた取り組みなどを進めていく。

ほくでんグループは、経営理念である「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」のもと、厳しい環境のなかにあっても持続的な企業価値の向上を図っていくため、「ほくでんグループが目指す企業像」を全従業員が共有し、グループ一丸となって取り組みを進めていく。

<ほくでんグループが目指す企業像>

- ・「ともに輝く明日のために。Light up your future.」をコーポレート・スローガンに掲げ、責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うすることで、地域の持続的な発展を支えていく。
- ・総合エネルギー企業として、さらなる成長と発展を遂げるために、新たな視点を取り込みながら、果敢にチャレンジしていく。
- ・スピード感や柔軟性のある事業運営を進め、事業基盤をゆるぎないものとし、ステークホルダーのみなさまの期待に応えていく。

「事業等のリスク」

ほくでんグループの業績に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成28年6月8日）現在において判断したものである。

ほくでんグループでは、これらのリスクを認識した上で、発現の回避や発現した場合の対応に努めていく。

（1）原子力発電の状況

当社は、泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけ、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき、安全性のより一層の向上に取り組んでいる。具体的には、原子力発電所の新規制基準への適合はもとよりさらなる安全性・信頼性向上に向けた安全対策工事や、重大事故などを想定した原子力防災訓練の実施など、安全対策の多様化や重大事故等対応体制の強化・充実に取り組んでいる。また、平成25年7月の新規制基準の施行を受け、原子炉設置変更許可申請などを提出し、適合性審査への対応に取り組んでいる。

しかしながら、今後の審査の状況などによって泊発電所の停止がさらに長期化し燃料費の増大が続く場合などには、業績に影響が及ぶ可能性がある。

（2）設備障害

発電設備や流通設備については、点検・保守の着実な実施などにより設備の信頼性維持に努めているが、自然災害や故障等により設備に障害が生じた場合には、その復旧のために費用が増加する可能性がある。

（3）電気事業を取り巻く制度の変更等

発送電分離に関する詳細制度設計などのエネルギー政策の動向や、地球温暖化に関する環境規制の動向などによって、業績に影響が及ぶ可能性がある。

また、原子力発電や核燃料サイクルに関する原子力バックエンドコストなどについて制度見直しや費用の変動などがあつた場合、業績に影響が及ぶ可能性がある。

（4）販売電力量の変動

他事業者との競争の進展や、景気の影響による経済活動・生産活動の低下、省エネルギーの進展、気温の影響などにより販売電力量が減少した場合には、業績に影響が及ぶ可能性がある。

（5）降雨降雪量の変動

年間の降雨降雪量により、豊水の場合は燃料費の低減要因、渇水の場合は燃料費の増加要因となることから、業績に影響が及ぶ可能性がある。

(6) 燃料価格の変動

燃料購入費用については、燃料価格および為替レートの変動により影響を受ける。そのため、バランスのとれた電源構成を目指すとともに、燃料購入における契約方法の多様化などによって価格変動のリスク分散に努めている。また、燃料価格の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」があるが、燃料価格の著しい変動などにより、業績に影響が及ぶ可能性がある。

(7) 金利の変動

ほくでんグループの有利子負債残高は、平成27年度末で1兆2,890億円であり、今後の市場金利の動向によっては、業績に影響が及ぶ可能性がある。

ただし、ほくでんグループの有利子負債残高の大部分は固定金利で調達していることなどから、業績への影響は限定的と考えられる。

(8) 電気事業以外の事業

電気事業以外の事業については、事業内容の事前評価、事業運営の適切な管理に努めているが、事業環境の悪化などにより、当初の見込みどおりの事業遂行が困難になる可能性がある。

(9) 個人情報の管理

ほくでんグループが保有するお客さま等の個人情報については、個人情報保護法を踏まえた社内ルールの整備や従業員教育の実施により厳正な管理に努めているが、個人情報の流出により問題が発生した場合、業績に影響が及ぶ可能性がある。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

北海道電力株式会社 本店

（札幌市中央区大通東1丁目2番地）

北海道電力株式会社 旭川支店

（旭川市4条通12丁目1444番地の1）

北海道電力株式会社 北見支店

（北見市北8条東1丁目2番地1）

北海道電力株式会社 札幌支店

（札幌市中央区大通東1丁目2番地）

北海道電力株式会社 岩見沢支店

（岩見沢市9条西1丁目12番地の1）

北海道電力株式会社 小樽支店

（小樽市富岡1丁目9番1号）

北海道電力株式会社 釧路支店

（釧路市幸町8丁目1番地）

北海道電力株式会社 帯広支店

（帯広市西5条南7丁目2番地の1）

北海道電力株式会社 室蘭支店

（室蘭市寿町1丁目6番25号）

北海道電力株式会社 苫小牧支店

（苫小牧市新中野町3丁目8番7号）

北海道電力株式会社 函館支店

（函館市千歳町25番15号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記の内、旭川、北見、札幌、岩見沢、小樽、釧路、帯広、室蘭、苫小牧、函館の各支店は金融商品取引法の規定による備置場所ではありませんが、投資者の便宜を図るため備え置きます。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし